

News Letter

2026
March
Vol.230

ビジネス・アソシエツ あいわ税理士法人



発行元

(株)ビジネス・アソシエツ 108-0014 東京都港区芝 4-3-5 ファースト岡田ビル 7F TEL 03-5520-5330
あいわ税理士法人 108-0075 東京都港区港南 2-5-3 オリックス品川ビル 4F TEL 03-5715-3316 | FAX03-5715-3318

Contents

- ・ [記録媒体の歴史](#)
- ・ [交換定義を用いた API 連携](#)
- ・ [キーボード入力の日英入力ミスを防ぐ](#)
- ・ [不幸はそれぞれ。企業とアンナ・カレーニナ](#)
- ・ [Plaza-i WebAPI-入在庫確認](#)
- ・ [Plaza-i 最新バージョン情報](#)
- ・ [令和 8 年度税制改正大綱での「賃上げ促進税制」の見直し](#)
- ・ [令和 8 年度におけるインボイス制度に関する見直し](#)

II 記録媒体の歴史

はじめに

表題のテーマは、人類がいかにして記録を外部に残すか(脳の外部化)であり、言い換えれば「情報の歴史」と言えます。本稿では、人類がいかにして情報共有を行ってきたかの概要史をご紹介します。

壁画・記号

原始・古代の記録は、洞窟の壁画・記号を使って、狩猟や儀式、祈りの内容を共同体で共有する最初的手段でした。視覚による記録です。壁画は、単なる絵ではなく、狩猟成功の儀式、集団記憶の共有、危険な動物の特徴等を伝える情報の保存と伝達の役割を果たします。脳の外に刻んだ最初の記録です。

語り部・吟遊詩人

文字が発明される前まで、人類は、知識や物語を語り継ぐ、語り部や吟遊詩人の記憶に頼る口承によって知識、歴史、神話を伝え、保持しました。しかし、口承は変化しやすく、長期保存には向かず、彼らの死はそのまま情報の消失を意味し、この時代の記録媒体は、彼ら人間の脳そのものであり、記録は音声として伝達され、世界の情報は読むというより聞くものでした。ここから人類は、「記録に残す」ための確実な方法を模索します。

文字の発明

文字や言語が発明・誕生すると記録は飛躍的に効率化・精密化されます。石板は耐久性に優れ、ロゼッタストーンのように複数言語を刻むことで後世の解釈を可能にしました。

パピルス・羊皮紙・木簡は軽量化を実現し、情報の携帯性が向上します。これらは、聖書等の宗教や行政記録の標準になりました。

紙の発明 (知識の体系・書物・図書館)

さらに紙の発明は記録媒体の革命につながり、絵画・地図・書物が大量に作られるようになります。宗教は紙の最大の利用で、聖書は写本文化を支え、修道院の写本・写生が知識の保存を担いました。知識の集積としての図書館は、アレクサンドリアやベルガモンが象徴的存在で、世界の知を体系化する試みが始まります。

印刷革命

15 世紀、グーテンベルクの活版印刷は情報の複製「大量印刷」を可能にし、知識の民主化を加速させます。宗教改革、科学革命、啓蒙思想が浸透していきます。印刷物は保存性・携帯性に優れ、近代のメディアの基盤となります。

近代メディア

写真、レコード、フィルム、磁気テープ、光ディスクなど、記録媒体は「音」「映像」「データ」へと対象を広げます。これらはすべて、保存と携帯を両立させるための技術進化です。20 世紀後半にはコンピュータが登場し、デジタル化によって、情報はデータベースとして構造化されて保存され、検索によって瞬時にアクセスできるようになります。IT は記録の意味を根本から変え、知識は「蓄積」から「ネットワーク化」されていきます。

クラウドとデータベース：世界規模の外部記憶装置

インターネットとクラウドは、記録媒体を個人の手元から

ネットワーク全体へと拡張させました。Google や Wikipedia は巨大な百科事典かつ検索エンジンであり、SNS は動画再生可能なリアルタイムな日記であり、これらのクラウドはサービスの垣根を越え、バックアップとしても機能しています。現在のインターネット検索では、検索すると結果とともに AI が関連する情報の追加検索の提案をしてくれます。

未来へ

近い将来、デバイスを使って外部装置に記憶する事もなくなり、個人の脳に直接的に保存・更新ができるようになり、他の人の脳と直接送受信ができるようになるかもしれません。

おわりに

現在、記録媒体の技術はメディアを超えて、体験そのものを保存・記録する方向へ進んでいます。AI が自動で情報を整理し、個人の行動や思考をログ化し、未来の「拡張記憶」として機能するような SF の世界も遠い未来ではなくなってきました。記録の歴史とは、記録目的の媒体の変遷だけでなく、人間が世界を理解し、他者と情報を共有することの歴史そのものともいえそうです。

参照・参考文献：

監修松岡正剛 構成編集工学研究所・イシス編集学校『情報の歴史 21-象形文字から仮想現実まで』(2021 年 4 月、株式会社編集工学研究所発行)。

II 交換定義を用いた API 連携

はじめに

2025 年 3 月の News Letter で、Plaza-i と外部システムのデータ連携について、従来の外部データ取込や外部データ転送機能とは別の新しい方法として Plaza-i Web API をご紹介しました。今回はその Plaza-i Web API を利用する際に、他社システムとの連携をより実現しやすくする新機能をご紹介します。

Plaza-i Web API とは

まず、Web API とは「HTTP などの Web 技術を応用して、あるコンピュータで動作しているソフトウェアの機能を、ネットワークを通じて他のコンピュータから利用できるようにする仕組み」を指すことばです。外部のシステムが Web を介して、Plaza-i のデータベースの中にある情報（得意先マスター、受注伝票等）に対して、データを取得する、データを新規登録する等の操作を行えるようにするための窓口の役割を果たします。

外部データ取込、転送と比較したときの API によるデータ連携の一番の利点は即時性で、夜間のバッチ処理の終了を待たずともリアルタイムで結果が反映される点が特徴です。

Plaza-i Web API では得意先マスターや受注伝票等、Plaza-i に登録されているリソース毎に、データの取得 (GET API)、データの新規登録 (POST API)、既存データの更新 (PUT API)、既存データの削除 (DELETE API) を行うための API が用意されています。どの操作においても、デスクトップ版の Plaza-i と同様にユーザ ID、パスワード、さらに当該データへのアクセス権限が求められ、Web API が実行されるたびに Plaza-i には実行ログが残ります。下記は売上伝票に対して用意している API の一覧です。

Sales

GET /api/Sales/Sales

POST /api/Sales 渡された売上データを保存します。

PUT /api/Sales 渡された売上データを保存します。

DELETE /api/Sales 指定された伝票番号の売上伝票を削除します。

GET /api/Sales/Details 指定された条件に一致する売上明細の一覧を取得します。

システム間の差異を解消する

システム間でデータ連携をする際に乗り越えなければならない大きな課題の 1 つに、データ形式の差異をどう解消するかが挙げられます。Plaza-i で規定している形式は、例えば得意先コードであれば Customer Code を縮めて CSTCD と表現します。一方外部システムでは customer_id など別の表現が使われることがあり、システム間で仕様が完全に一致していることはありません。今まではそれらシステム間の差異は Plaza-i の外部で解消する必要がありましたが、V2.03.37 (2025 年 2 月リリース) から、Plaza-i でマスター設定を行うことで、外部システムから受け取ったデータを Plaza-i で受け入れ可能な形式に変換したり、Plaza-i のデータを外部システムでそのまま利用できる形式で転送する作業を Plaza-i Web の機能で行えるようになりました。

項目	外部システム	Plaza-i
売上日	sales_date	SALDT
注文番号	po_number	CSTVCHNUM
得意先	customer_id	CSTCD
摘要	remarks	SALDSR
合計金額	total	SALRCDAMTTTL
売上明細	item_details	Details

上記の対応表は売上伝票ヘッダの項目の一部を抜粋し、外部システムと Plaza-i の項目名の対応関係を図で表したものです。外部システムから Plaza-i へデータを登録・更新する場合、受け取った JSON の項目名を Plaza-i で受け入れられる形に変換します (外部システム→Plaza-i)。逆に外部システムからのリクエストに応じて Plaza-i のデータを返す場合、外部システムが求める形式に変換してデータを返すことが可能になりました (Plaza-i→外部システム)。

本機能は従来の外部データ取込や外部データ転送機能でも利用しているユーザデータ交換処理マスターを利用するため、マスターでサポートしている固定値のセット、値のマッピング機能も利用可能です (式によるデータ変換は未対応)。

対応項目

2026 年 3 月時点で、伝票では受注、売上、入在庫依頼、仕訳で対応しており、マスターでは取引先、得意先、商品マスター等で対応しています。

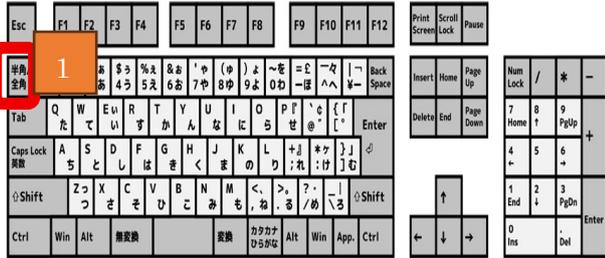
おわりに

Plaza-i のデータを Web API を通じて利活用する際に、マスターの設定でシステム間の差分を解消できる余地が広がったため、導入へのハードルが下がるケースもあるかと思えます。ご不明な点や、より詳細な説明を聞きたいという場合は、弊社コンサルタントやサポート担当 (03-5520-

5330 内線 71 (support@ba-net.co.jp)へお問合せください。

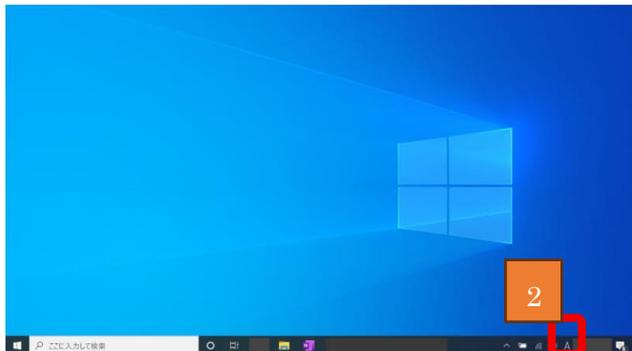
II キーボード入力の日/英入力ミスを防ぐ

アルファベットで入力したつもりが意味不明な日本語が並んでいた…



Windows で文章を作成中、日本語と英語を切り替える際、多くのユーザが[半角/全角漢字]キー（以下①と呼称）を押していると思います。「日本語で入力したつもりが、アルファベットが並んでいた」「アルファベットを手打ちしたつもりが日本語モードで意味不明な文字列になった…」しぶしぶ①を押したつもりが esc を押し忘れてしまったら…余計いらっとした…焦って今度は Tab を押しちゃって…等々多くの方が経験しているのではないのでしょうか。

また、キーがホームポジションから離れているのでポジションが崩れてしまうという問題もあります。特にノート PC ですとキーが密集していて形も手触りで判別しにくいという問題もあります。



そもそも、入力前にパッと画面右下の IME アイコン (②) を見れば良いだけなのですが、流れる様に打っているときや忙しい時はその 1 アクションすら省きたいものです。アプリケーションによっては②の表示が変わらないまま、内部的に日⇄英が変わっている場合もあり、実際に入力してからどちらのモードなのか分かる→英語で打ちかけたのに…なんて事も。酷い場合は①を押しても変わらない場合すらあります。

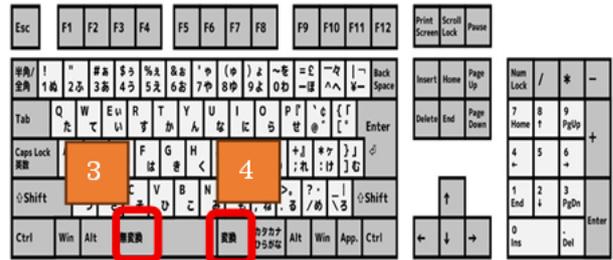
ここで①の何が問題なのか考えてみます。押すごとに日⇄英が変わる機能に着目しましょう。今どちらの入力モードなのか、②を目視するか実際に入力してみないと分からない→言い換えると「押すごとに動作が変わる」ため、イチイチ確認するのが面倒というのが問題と考えられます。一方キー1つで2つの機能が使えるという利点もあります。

普段使っていないキーを活用する

以下の方法なら予め入力したい言語を、つまり日本語/英語どちらかで入力したいのか確定してから入力できます。今

どちらのモードなのか確認する必要なく、日英どちらで入力したいのか初めから決め打ちできるということです。

またホームポジションが崩れず、キーの場所が押しやすい一等地であることも利点です。



設定方法は後述しますので、まずは説明を読み要/不要をご判断下さい。

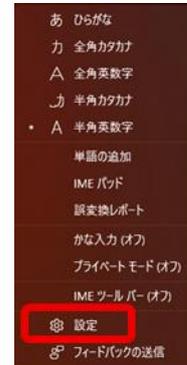
まずは[無変換]キー (③) です。これは「ひらがな→カタカナ→かな→ひらがな…」の順に変換する機能で、スペースキーにも内包されており、カタカナ変換は F7、かな変換は F8 キーでも同じ動作をします。

次に[変換]キー (④) はスペースキーと同じ動作です。

つまり③④は使われる機会が少ないか、あるいは代替キーがあるという事です。つまり無くても困らない上に超一等地にあるので、ここに分かりやすい変換キーを割り当てて気持ちよくキーボード入力できるようにしましょうというのが今回のトピックです。

設定方法

- ・デスクトップ② (IME アイコン) で右クリック→設定

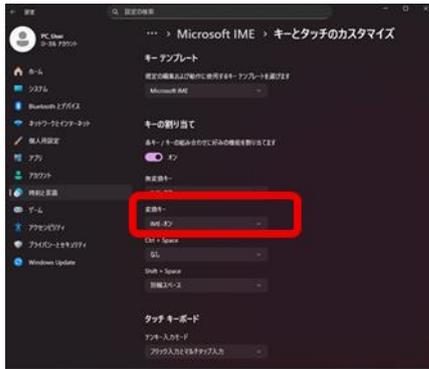


- ・時刻と言語・言語と地域・Microsoft IME の画面で「キーとタッチのカスタマイズ」を選択



キーとタッチのカスタマイズ画面で「キーの割り当て」をオンにする

- ・そのすぐ下「無変換キー」を「IME-オフ」
- ・「変換キー」を「IME-オン」



この設定の利点

1つ目は、③の無変換キーで英語モード、④の変換キーで日本語モードを予め決め打ちできます。今のモードが日英どちらなのか(①の問題)を気にせず済みます。おまけにホームポジションを崩さずスペースキーの隣という超一等地なのでテンポを崩さず入力できます。

2つ目は、元々あった③④の機能は消えていないという事です。例えば「あそしえいつ」と打ち、確定する前であれば③を押すごとに「アソシエイツ」→「アソ江イツ」と変換されます。

つまり今までの使用感を損なわずに入力モードを決め打ちするという新機能(利点)だけを追加できます。なお、Macは初期でこの状態ですので入力のしやすさで言えばWindowsは後塵を拝していると言わざるを得ません。

便利な設定ですが、リモートデスクトップ環境や会社貸与PCで②の設定に制限がかけられていると変更できませんので、ご注意ください。

II 不幸はそれぞれ。企業とアンナ・カレーニナ

「幸せ」はみな似通っている？

ロシアの文豪トルストイの小説『アンナ・カレーニナ』は、次のような有名な一節で幕を開けます。

「幸福な家庭はどれも似たものだが、不幸な家庭はいずれもそれぞれに不幸なものである」

これはビジネスの世界でも「アンナ・カレーニナの法則」として知られています。「成功するためには、多数の要因をすべて満たさなければならず、どれか一つでも欠けると失敗に終わる」という考え方です。

ERP とアンナ・カレーニナ

ERP プロジェクトにおいても導入が成功し、円滑に運用されている企業には、共通の「成功要因」が揃っていると言えるのではないのでしょうか。言い換えれば、「幸せな ERP 導入はどれも似通っているが、不幸な ERP 導入はそれぞれに固有の理由がある」。

予算やスケジュール、技術、組織文化、リーダーシップ、トップの理解を始めとして、現場の協力、明確な業務要件、さらにはデータの正確性など。全てがかみ合っ初めて成功となり得ますが、これら一つでも欠ければ、システムは途端に「使いにくいもの」へと変貌してしまいます。失敗の要因には「現場の反対」「データの不備」「要件定義の甘さ」など、企業ごとに多種多様な要因が考えられます。

「幸せな会社」が似ている理由

業界を問わず、成功している企業では同じようなアプローチを取っており、これが「似通っている幸せな導入」の形につながっていると言えるかもしれません。どんなに優れたツールであっても、使うのは人間です。人や組織に目を向けてみると、例えば操作説明会にて利用するユーザのトレーニングを行うことはもちろんですが、そのユーザのツールに対する心理的な抵抗を取り除き、納得をデザインできるかという視点も大切なポイントとなります。また導入に関して経営トップが当事者となって指揮をとっているかも重要なポイントになってくるかと思えます。プロセスは違っても、最終的には成功要因を分析すると同じような項目になってくるのです。

過去の成功から学ぶ

共通の成功要因は、過去の成功事例や当事者の生の声から学ぶことができます。それゆえ Plaza-i をご利用いただいているお客様の体験は、システムを検討されている方にとっても、運用されている方にとっても貴重な情報となっています。ただし成功要因が分かっても、その要件を実現するためのプロセスはそれぞれの事情によるところもあります。

不幸はそれぞれ

前述したように不幸なパターンはさまざまですが、人は利益獲得よりも損失を回避する方を選ぶ性質があります。まずは失敗の要因を一つずつクリアし、すべての成功条件を揃えるという地味で緻密な積み上げこそ、成功への道筋になると言えるでしょう。

さいごに

最近ではメンパ(メンタルパフォーマンス)という言葉にも代表されるように、いかにストレスなく労力を使わずに済むかが重要視され始めています。心地よいシステム体験のためにも不幸なパターンを反面教師とし、トルストイ曰く「マイナス要素をゼロにする」ことを意識し、大切にしたいものです。

II Plaza-i Web API-入出庫確認

はじめに

Plaza-i Web API では、データの取得、保存、削除に加え、承認関連の機能も充実してきました。今回はその中でも、Plaza-i.NET V2.03.48.02 より追加された、入出庫確認機能についてご紹介します。

入出庫伝票データの取得

入出庫確認機能の前にまず、入出庫予定データの取得(GET) API 機能について触れておきます。Plaza-i Web API では、指定された条件に一致する入出庫伝票の一覧を取得することができます。例えば、倉庫内の物流担当者が Plaza-i 上のデータと現物を照合する際、従来は Plaza-i のデータと他の倉庫管理システムのデータを紙へ出力し、両者を突き合わせた上でと現物と比較していたとします。Web API を利用すると、都度範囲を指定して入出庫伝票の一覧を取得し、それを他の倉庫管理システムに連携して同一画面に表示しつつ、現物の照合をするといったことも可能になります。

入出庫確認の実行

上記により、Plaza-i データと現物との比較をし、問題がなければ出荷(あるいは入荷)を確定します。この際、入出庫確認の Web API を利用することで、他の倉庫管理システムからでも入出庫確認処理を実行できます。入出庫確認の

Web API は、入出庫予定データの取得（GET）と同じ範囲指定で複数の入出庫伝票を一括で入出庫確認することが可能です。例えば、物流手配番号で範囲指定して入出庫予定データを取得し、現物と照合・確認した後、そのまま一括で入出庫確認を行う、といった一連の作業を他の倉庫管理システム上で完結できる可能性があります。

外部データ取込と比べた場合のメリット

昨年 2025 年 3 月号の「Plaza-i Web API のご紹介」でも触れたとおり、CSV 等を利用した外部データ取込と比較したときの API によるデータ連携の一番の利点は即時性です。入出庫確認外部データ取込を現在利用している場合、夜間のバッチ処理による日次での連携が主となり、前日時点での売上、仕入データが最新のデータとなります。一方、Web API を利用した場合はリアルタイムでの反映が可能となります。また、他の倉庫管理システムと連携し、Plaza-i データを同一画面に表示しつつ確認を行うといったことも実現可能性があります。

外部データ取込と比べた場合のデメリット

一方、Web API は CSV での外部データ取込と比べ、データ処理のスピードは劣るため、「1 日分のデータを一括で処理する」というような運用はあまり向いていません。従って、上記の倉庫間連携の際も、ある程度絞った範囲（物流手配番号単位）を都度確認していく、といった運用の場合に効果を発揮すると考えます。また、コスト面（Plaza-i Web 用のサーバの用意、他システム改修など）では、従来の CSV による外部データ取込のほうが優れているケースがあります。

終わりに

Web API は既存のデータ連携手法と比べて、あらゆる面で優れているというわけではありません。そのため、すべての業務で Web API を利用すればいいということではなく、特定の業務において、「本当は日次ではなく、リアルタイムでデータ連携をしたい」や、「現在利用している他システムで Plaza-i データを参照・操作したい」といったご要望がある場合に、検討いただければと思います。ご要望がございましたら、お気軽に弊社 (03-5520-5330 内線 71 support@ba-net.co.jp) までお問い合わせください。

|| Plaza-i 最新バージョン情報

2026 年 3 月 13 日現在までリリースしております、最新の Plaza-i バージョン情報をお知らせ致します。

- ・ Plaza-i.NET V2.03.50.02

II 令和 8 年度税制改正大綱での「賃上げ促進税制」の見直し

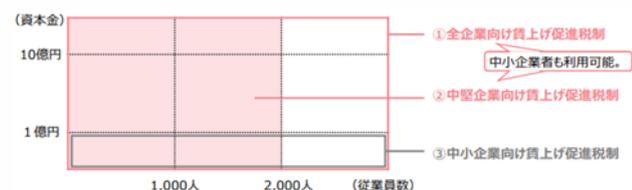
1. はじめに

昨年 12 月 26 日に閣議決定された令和 8 年度税制改正大綱では、賃上げ促進税制の見直しが挙げられています。物価上昇に伴う賃上げが促進されている状況において、賃金の上昇は中小企業にとって負担となっています。そこで、租税特別措置等の適正化の観点から、全企業・中堅企業向け措置は段階的に縮小・終了し、中小企業向け措置は存置されることとなります。

本稿では、賃上げ促進税制の改正点を全企業向け措置、中堅企業向け措置、中小企業向け措置の 3 つに分けて解説します。

2. 賃上げ促進税制とは

賃上げ促進税制は、平成 25 年に創設された「所得拡大促進税制」から制度が引き継がれ、令和 4 年に従業員の給与引き上げを促進することを目的として創設された制度です。賃上げ等に係る各要件を満たす企業は、賃金増加額の一定割合を法人税額から控除できるため、高いインセンティブ効果があるとされています。適用事業年度終了の時の状況により、法人を 3 つに区分し、法人区分ごと、かつ、賃上げ率に応じて異なる税額控除率が適用されます。



出典：経済産業省「賃上げ促進税制」御利用ガイドブック 令和 6 年 8 月 5 日公表版

令和 6 年度税制改正においては、物価上昇に対応した賃上げを広く促進するため、適用期限の 3 年間延長及び制度拡充が図られました。中小企業向け措置については、賃上げを実施した年度において控除しきれなかった税額控除額（繰越税額控除限度超過額）について翌年度以降に最長 5 年間の繰越しを認める繰越控除措置（注 1）が追加されました。これにより、賃上げを実施した事業年度に赤字となった場合でも本制度の恩恵を受けることができるようになりました。

3. 全企業向け措置の改正点

すべての青色申告法人を適用対象とする全企業向け措置（実質は、大企業向け措置）は、当初の適用期限である令和 9 年 3 月 31 日を待たず、令和 8 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度までの適用後、廃止する方針となりました。

4. 中堅企業向け措置の改正点

常時使用する従業員数が 2,000 人以下の青色申告法人を適用対象とする中堅企業向け措置は、当初の適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）の到来をもって廃止されます。なお、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については、以下の見直しがされます。

- 原則の税額控除率（10%）の適用要件を、継続雇用者給与等支給額（注 2）が前年度比 4%以上増加した場合とする（現行：3%以上）
- 継続雇用者給与等支給額が前年度比 5%以上増加した場合には、原則の税額控除率に 5%上乗せ

- 継続雇用者給与等支給額が前年度比 6%以上増加した場合には、原則の税額控除率に 15%上乗せ
- 教育訓練費の増加に係る上乗せ措置の廃止

なお、プラチナくるみん認定又はえるぼし認定（三段階目以上）を受けている場合の 5%上乗せ措置は存置されています。

改正後			
継続雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率
+3%	適用なし	廃止	廃止
+4%	10%		
+5%	15%		
+6%	25%		

5. 中小企業向け措置の変更点

中小企業者である青色申告法人（ただし、前 3 事業年度の所得金額の平均額が 15 億円を超える法人は本税制適用の対象外）を適用対象とする中小企業向け措置は、教育訓練費の増加に係る上乗せ措置を廃止する方針となりました。そのほかは現行制度を維持することとし、適用期限到来時に見直しが検討されます。

改正後			
全雇用者給与等支給額（前年度比）	税額控除率	教育訓練費（前年度比）	税額控除率
+1.5%	15%	廃止	廃止
+2.5%	30%		

6. おわりに

令和 8 年度税制改正大綱では、特に大企業・中堅企業に影響を及ぼす改正を行う方針が明らかとなりました。令和 8 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度より、大企業は賃上げによる税制優遇を受けられなくなり、中堅企業にはより高い賃上げを促す方向となります。これまで同制度を活用してきた企業にあっては、本改正による影響を事前に把握しておく必要があるでしょう。

なお、本稿は令和 8 年度税制改正大綱の内容をまとめたものであり、現在開催中の国会審議により内容が変更される、あるいは、税制改正法案そのものが 3 月末までに成立しない可能性もあります。したがって、今後の国会審議の行方にも注意が必要です。

（注 1）未控除額を翌年度以降に繰越しする場合には、未控除が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度額の明細書の添付が必要です。また、繰越税額控除を受けようとする事業年度まで継続して青色申告書を提出している必要があります。

（注 2）適用事業年度における継続雇用者（前事業年度及び適用事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者）に対する給与等の支給額の合計額

II 令和8年度におけるインボイス制度に関する見直し

1. はじめに

インボイス制度は令和5年10月1日の導入以来、事業者の事務負担等に配慮した暫定的な措置が設けられてきました。

令和8年度税制改正案は、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった場合や、免税事業者等から行った課税仕入れに関する措置など、インボイス制度に関する経過措置が大きく見直されました。

本稿では、インボイス制度に関する以下2点の見直しについてご紹介いたします。

- ① 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例）の見直し
- ② 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（いわゆる8割控除）の見直し

2. 適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる2割特例）の見直し

(1) 概要

2割特例とは、インボイス制度導入を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった小規模事業者を対象として、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準額に対する消費税額の8割に相当する金額）とすることができる、負担軽減措置です。

本措置を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間までとなります。

(2) 見直しの内容

2割特例の対象であった小規模事業者のうち、個人事業者に限り令和9年及び令和10年に含まれる各課税期間については、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、その課税標準額に対する消費税額に7割を乗じた額とすることにより、納付税額をその課税標準額に対する消費税額の3割とすることができることとされます。すなわち、2割特例が適用期限をもって終了し、個人事業者に限り3割特例が新たに創設されたこととなります。

3割特例では法人が適用対象外となっている点に注意が必要です。

（注1）上記特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記することとされており、

（注2）上記特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間に係る確定申告期限までに、その翌課税期間について簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その翌課税期間から簡易課税制度の適用が認められます。なお、現行の2割特例の適用を受けたインボイス発行事業者についても同様の措置が講じられます。

3. 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（いわゆる8割控除）の見直し

(1) 概要

8割控除とは、インボイス制度の下ではインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、仕入税額控除のために保存が必要な請求書等の交付を受けることができず、仕入税額控除を行うことができないことから設けられた経過措置です。

インボイス制度開始から一定期間は、インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる措置であり、経過措置の適用期間及び割合は次の通りです。

適用期間	割合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

また令和6年10月1日以後に開始する課税期間において、一のインボイス発行事業者以外の者から行う当該経過措置の対象となる課税仕入れの額の合計額が、その年又はその事業年度で税込10億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用はできません。

(2) 見直しの内容

令和8年10月1日以後に開始する課税期間について、本経過措置の適用期間及び割合が次の通り見直されました。

適用期間	割合
令和8年10月1日から令和10年9月30日まで	仕入税額相当額の70%
令和10年10月1日から令和12年9月30日まで	仕入税額相当額の50%
令和12年10月1日から令和13年9月30日まで	仕入税額相当額の30%

この見直しにより適用期間が2年間延長されるとともに、控除割合が引き上げられたため、仕入税額控除の制限が緩和されました。

一方、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れの額の合計額については、その年又はその事業年度で1億円を超える場合には、その超えた部分の課税仕入れについて、本経過措置の適用が認められないこととなり、従前の10億円から大きく引き下げられることとなりました。

4. おわりに

今回の税制改正法案では、3割特例の創設や8割控除に係る控除割合の見直しなど、制度の定着を図りつつ事業者の負担に一定の配慮を残す内容となっております。

一方で、一のインボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについては、適用上限額が引き下げられており、取引実態等を踏まえ、更なる引き下げも検討されています。

インボイス制度は実務に大きな影響を及ぼすものであり、今後も状況に応じて制度の見直しが行われることが想定されます。引き続き制度の動向に注意を払い、適切な対応を進めていくことが重要です。